

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

三六

告 示

○道路の区域を変更する件三件

三六

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

三六

○土地改良区の役員が就任した旨届

三六

出があった件二件
福島県選挙管理委員会

三六

○政治団体設立の届出があった件

三六

○政治団体から届出事項の異動の届出があった件

三六

○政治団体でなくなった旨届出があった件

三六

○政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件

三六

○政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった件

三六

○政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件

三六

○異議の申出について決定した件

三六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県規則第六十号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則(昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(二)中「二、四〇四、〇〇〇円」を「二、三八七、〇〇〇円」に改

め、同表の三の3の(一)中「一七、五〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「三九、

福島県知事 佐藤 雄 平

告 示

福島県告示第七百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

九〇〇円」を「三九、三〇〇円」に、「五〇、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五二、三〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「六一、三〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「七七、〇〇〇円」を「七五、九〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「五、七〇〇円」を「五、六〇〇円」に、
「七、七〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改め、同表の九の3中「一九九、〇〇〇円」を「二〇一、〇〇〇円」に、「一五九、二〇〇円」を「一六〇、八〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一三七、五〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。
別表第二の一の1の(一)中「三三、六〇〇円」を「三二、四〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一七、一〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一五、六〇〇円」を「一五、三〇〇円」に改め、同表の一の1の(五)中「一七、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「一五、九〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)及び(八)中「一四、九〇〇円」を「一四、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

変更前変 敷地の幅員延 長

福島県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
県道福島保原線	伊達市保原町字油谷地 一番一地从ら 同 市保原町字油谷地 六番二地先まで	変更前	一一・〇〇	九三・〇〇
		変更後	一一・〇〇	九三・〇〇

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道穴原十綱線	福島市飯坂町字若葉町 一二番一五地先から 同 市飯坂町字若葉町 九番二地先まで	変更前	五・五〇	一八・九〇
		変更後	一一・〇〇	一八・九〇

(道路計画課)

福島県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前変	敷地の幅員	延 長
------	-------	-----

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
県道社田浅川線	白河市表郷堀之内字堀之内二九四番一地从ら 同 市表郷堀之内字山ノ神一〇五番地先まで	変更前	五・〇〇	四八〇・〇〇
		変更後	五・〇〇	四八〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道社田浅川線	白河市表郷堀之内字堀之内二九四番一地从ら 同 市表郷堀之内字山ノ神一〇五番地先まで	平成二十二年十二月二十六日

(道路計画課)

公 告

公告第四百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人コアラハウス
代表者の氏名
安部 聖子
- 三 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市北会津町中荒井七百二十七番地
- 四 定款に記載された目的
この法人は、乳幼児に対して、保育に関する事業を行い、子育て支援に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人ひまわり
代表者の氏名
島田 美貴子
- 三 主たる事務所の所在地
福島県いわき市内郷御厩町三丁目百四十二番地
- 四 定款に記載された目的
この法人は、知的障がい者や身体障がい者に対して、授産製品の製造作業と社会活動を通して、個人の特性に合わせた日常生活訓練をし、地域社会の一員として、安心して、健やかに、いきいきと生活できるように支援し、地域社会での福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名

- 矢吹原土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 鈴木 和夫 白河市大工町三八番地三
同 遠藤 栄作 岩瀬郡鏡石町東町五〇番地

(農村計画課)

公告第四百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名
会津北部土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 佐久間 弘之

住所

喜多方市字西四ツ谷三番地

サニーハイツ三〇二号室

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党福島県喜多方市広域第一支部	瀬野 勝治	小倉 将人	会津若松市東栄町四一 一七ニューパークハイ ツ1F	平成二十二年 十一月五日

二 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

高野光二後援会	高野 光二	富田 信芳	南相馬市小高区小谷字 江戸内四三	平成二二年 一〇月四日
白川敏明後援会 連合会	畠 宏之	佐藤 裕美	福島市飯坂町中原三 六	平成二二年 一〇月二二日
佐藤徹哉後援会	村上 壽美 夫	佐藤 佳子	郡山市菜根二丁目二 八	平成二二年 一二月一六日
佐藤たかし後援 会	佐藤 孝	佐藤 礼子	福島市飯坂町平野字前 田二一二	平成二二年 一二月一九日
小室辰雄後援会	小室 武寿	大越 澄夫	西白河郡中島村大字滑 津字代畑九四	平成二二年 一〇月六日
車田けんどう後 援会	車田 憲三	車田 憲三	須賀川市卸町二五	平成二二年 一〇月四日
木村秋夫後援会	木村 洋和	木村 智	西白河郡中島村大字川 原田字下町九一	平成二二年 一〇月一日
小川尚一と共に 歩む会	小川 尚一	但野 義和	南相馬市原町区南町一 一三二	平成二二年 一〇月八日
安斎まちこ市政 研究会	安斎 まち こ	渡部 衣子	郡山市大槻町字原田五 六一七	平成二二年 一二月一六日
安斎まちこ後援 会	遠藤 芳孝	上遠野 武	郡山市大槻町字原田五 六一七	平成二二年 一〇月一三日
政治団体の名称	代表者の氏 名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

但野けんすけを 育てる会	多田 穰治	持舘 福雄	南相馬市鹿島区小池字 原畑一三	平成二二年 九月二八日
圓谷年雄後援会 チャーリー&ア ソシエイツ	圓谷 年雄	服部 和人	須賀川市梓衝字新田四 三	平成二二年 一二月二五日
廣田耕一後援会	廣田 耕一	續橋 徳幸	郡山市日和田町字南原 二一一一	平成二二年 一二月一九日
柳田尚一後援会	遠藤 昌典	佐藤 秀雄	郡山市逢瀬町河内字屋 敷一五七	平成二二年 一二月二日
柳田尚一市政研 究会	柳田 尚一	遠藤 昌典	郡山市逢瀬町河内字屋 敷一五七	平成二二年 一二月二日
山田雅彦後援会	鹿山 明	古内 照一	南相馬市原町区押釜字 山鳥迫一六三	平成二二年 九月二九日

福島県選挙管理委員会告示第九十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、政治団体か
 ら次のとおり届出事項の異動の届出があった。
 平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地 俊彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
自由民主党会津高 田支部	代表者 本名 敏美	杉山 純一	平成二二年一 〇月二二日
事務所所在地	大沼郡会津美 里町字宮ノ越 四〇〇二一三	大沼郡会津美 里町勝原字竹 原二三	

全国社会保険推進連盟福島県支部

解散

平成二十二年九月三〇日

高野光二後援会

同

平成一八年二月三二日

日本信義会

同

平成二十二年一月二二日

三浦一良後援会

同

平成二十二年九月三〇日

山田雅彦後援会

同

平成二十二年八月三二日

福島県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐藤 健一	県議会議員	佐藤健一後援会	いわき市内郷宮町金坂三	佐藤 健一	平成二十二年一〇月二六日
圓谷 年雄	須賀川市議会議員	圓谷年雄後援会チャーリー&アソシエイツ	須賀川市榊衝字新田四三	圓谷 年雄	平成二十二年一月二五日

福島県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日

高野 光二	南相馬市議会議員	高野光二後援会	平成二十二年一〇月一日
-------	----------	---------	-------------

福島県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十年分から平成二十一年分の各年の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成十八年分及び平成二十二年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第九十八号

耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地板垣富士雄から提起された異議の申出について、平成二十二年十二月十四日次のとおり決定した。

平成二十二年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

決 定 書

異議申出人

住所 耶麻郡西会津町野沢字上原乙二千四百四十二番地
氏名 板垣 富士雄

右記異議申出人から、平成二十二年十一月十一日付けで提起された異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、異議申出書の記載によれば、「選挙等に關し私の請求通り以上等の決定等をしなければならない」との決定を求めるといふものである。

決定の理由

当委員会では、異議申出書に次の点について記載漏れ等があったため、配達証明郵便で平成二十二年十一月十七日付けをもって、同年十二月一日までの期限を定めて補正を命じたが、受け取りがなく保管期間経過のため同年十一月二十六日付けで返送されたことから、改めて同年十一月二十六日付けをもって、同年十二月十日までの期限を定めて補正を命じた。

- 一 申出人の年齢が記載されていない。
- 二 申出人の住所が正確に記載されていない。
- 三 異議の申出に係る処分が記載されていない。
- 四 異議の申出に係る処分があったことを知った年月日が記載されていない。
- 五 異議の申出の趣旨及び理由が記載されていない。
- 六 申出人の押印がない。

これに対し、申出人からは補正書が提出されていないことから、申出人には補正に應じる意思がないものと判断する。

したがって、本件異議の申出は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第二百六十六条第一項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号。以下「行服法」という。）第十五条第一項第一号から第四号まで及び同条第四項の規定による異議の申出書に記載すべき事項等を欠いており、当委員会は、この異議の申出を不適法なものとして却下せざるを得ない。

よって、公選法第二百六十六条第一項において準用する行服法第四十七条第一項の規定

により、当委員会は主文のとおり決定する。

平成二十二年十二月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦